

新型コロナウイルス感染拡大防止クラスター対策条例の検討

新型コロナウイルスのクラスター対策を行い、緊急に感染拡大の具体的危険を排除するための法的緊急措置などについて、県独自の条例案を検討。

◆**県・市町村・県民・事業者はクラスター対策等を実施、協力**

◆**クラスター発生という具体的な危険に対応するため**

- 原則として、店舗・施設等の名称の公表
- 事業者は自ら店舗・施設等を営業停止し対策を講じる
- 事業者が自ら営業停止しない場合は、知事は営業停止又は対策を講ずることを指示
⇒ クラスターが事業者以外の故意によるものである場合等は協力金を給付

◆**患者やその家族、医療従事者等を応援（誹謗中傷の排除）**

◆**新型コロナウイルスに対する限定的な措置であり、新型インフルエンザ特措法での位置付けがなくなった段階で失効**

県民アンケートの結果、クラスター公表や施設使用停止、患者等誹謗中傷禁止の条例化を9割が肯定